薬生衛発１０２７第１号

平成２９年１０月２７日

都道府県

各政令市衛生主管部（局）長殿

特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

（ 公印省略）

建築物における給水及び排水に関する設備の誤接合の防止について

今般、東京都の下水道施設において、下水の三次処理水が配水管内に逆流し、周

辺の住宅の給水栓から臭気のある水が流れ出るという事故が発生した。原因を調査

した結果、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第２項の規定による

指定給水装置工事事業者でない者により、三次処理水配管を給水管に直結する工事

が平成２４年に無届けで行われていたことが判明した。本件を受け、別添１のとお

り、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長から、各都道府県、市及び特別区の水道

行政担当部（局）担当者並びに厚生労働大臣認可水道事業者に対し、給水装置工事

における誤接合防止の徹底について通知がなされたところである。

本件については、下水道施設で発生した事案であり、建築物における衛生的環境

の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「建築物衛生法」という。）

の対象である、多数の者が使用し、又は利用する建築物（以下「特定建築物等」と

いう。）において発生した事案ではないが、特定建築物等の雑用水に係る給水に関

する設備又は排水に関する設備と水道の給水装置との誤接合、特定建築物等内の給

水に関する設備と排水に関する設備との誤接合等により、周辺の住宅の給水栓、当

該建築物内の給水栓等において、同様な事案が発生するおそれがあると考えられる。

ついては、特定建築物等の所有者、占有者その他の者で建築物の維持管理につい

て権原を有する者、建築物における衛生的環境の確保に関する事業者その他の関係

者に対し、特定建築物等の維持管理にあたり、下記事項に留意するよう周知をお願

いする。

なお、別添２のとおり、関係団体の長に対して、別途通知していることを申し添

える。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 特定建築物等の雑用水に係る給水に関する設備又は排水に関する設備と水道の

給水装置との誤接合について

（１）給水装置に給水装置以外の設備を直接連結してはならないとされているこ

と。

（２）給水装置の改造は、水道事業者への届出が必要であるとされていること。

（３）給水装置工事は、水道法第１６条の２第１項の指定を有する、当該工事の施

行に係る資質の担保された指定給水装置工事事業者により適切に行われなけれ

ばならないこととされていること。

２ 特定建築物等内の給水に関する設備と排水に関する設備との誤接合について

（１）飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させないこととされて

いること（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２９条の２の

５第２項第１号関係）。

（２）排水再利用配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならないと

されていること（建築基準法施行令第１２９条の２の５第３項第５号並びに建

築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める

件（昭和５０年建設省告示第１５９７号）第二第六号関係）。

ア他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と

兼用しないこと。

イ排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び

配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ウ洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこ

と。

エ水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

オ塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

【参考】

東京都水道局ホームページ

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h29/press170912-01.html>

東京都下水道局ホームページ

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/news/2017/0912_2669.html>

薬生衛発１０２７第２号

平成２９年１０月２７日

別記団体の長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

（ 公印省略）

建築物における給水及び排水に関する設備の誤接合の防止について

今般、東京都の下水道施設において、下水の三次処理水が配水管内に逆流し、周

辺の住宅の給水栓から臭気のある水が流れ出るという事故が発生しました。原因を

調査した結果、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第２項の規定に

よる指定給水装置工事事業者でない者により、三次処理水配管を給水管に直結する

工事が平成２４年に無届けで行われていたことが判明しました。本件を受け、別添

のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長から、各都道府県、市及び特別区

の水道行政担当部（局）担当者並びに厚生労働大臣認可水道事業者に対し、給水装

置工事における誤接合防止の徹底について通知がなされたところです。

本件については、下水道施設で発生した事案であり、建築物における衛生的環境

の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「建築物衛生法」という。）

の対象である、多数の者が使用し、又は利用する建築物（以下「特定建築物等」と

いう。）において発生した事案ではありませんが、特定建築物等の雑用水に係る給

水に関する設備又は排水に関する設備と水道の給水装置との誤接合、特定建築物等

内の給水に関する設備と排水に関する設備との誤接合等により、周辺の住宅の給水

栓、当該建築物内の給水栓等において、同様な事案が発生するおそれがあると考え

られます。

つきましては、傘下会員等の関係者等に対し、特定建築物等の維持管理にあたり、

下記事項に留意するよう周知をお願いします。

記

１ 特定建築物等の雑用水に係る給水に関する設備又は排水に関する設備と水道の

給水装置との誤接合について

（１）給水装置に給水装置以外の設備を直接連結してはならないとされているこ

と。

（２）給水装置の改造は、水道事業者への届出が必要であるとされていること。

（３）給水装置工事は、水道法第１６条の２第１項の指定を有する、当該工事の施

行に係る資質の担保された指定給水装置工事事業者により適切に行われなけれ

ばならないこととされていること。

２ 特定建築物等内の給水に関する設備と排水に関する設備との誤接合について

（１）飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させないこととされて

いること（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２９条の２の

別添２

５第２項第１号関係）。

（２）排水再利用配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならないと

されていること（建築基準法施行令第１２９条の２の５第３項第５号並びに建

築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める

件（昭和５０年建設省告示第１５９７号）第二第六号関係）。

ア他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と

兼用しないこと。

イ排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び

配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ウ洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこ

と。

エ水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

オ塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

【参考】

東京都水道局ホームページ

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h29/press170912-01.html>

東京都下水道局ホームページ

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/news/2017/0912_2669.html>

【別記】

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

公益社団法人全国建築物飲料水管理協会